



あたらしくはいった本 令和8年7月 貸出開始資料から

●小説・エッセイなどの文学 ホルモー燦燦(万城目学/著) 夏帆(村上春樹/著) 神の代役(乾ルカ/著) 夜の恩寵(三浦しをん/著) 県警の番人(天祢涼/著) 二月に憂鬱な君へ(西條奈加/著) せどりの女王(高殿円/著) ダーク・ダーク(サマンサ・ハント/著) サタンタンゴ(クラスナホルカイ・ラースロー/著) しんどい日常を生き抜くための文学(小林真大/著) 溶けていく氷にとってぼくらは永遠(最果タヒ/著)

●その他の本 本ってだいたいこうなってますよね?(西岡裕二/著) きょうもマリネ(坂田阿希子/著) 自分でできる家系図の作り方(丸山学/著) 海の哺乳類(アナリサ・ベルタ/著) かぎ針で編むアフリカンパターン(アップルミンツ) 考えすぎずに、考える(松浦弥太郎/著) 異世界怪異事典(朝里樹/著) 入れ歯の話をしませんか?(澤口正俊/著) まじめに不真面目なもののづくり(おださん/著)

読書ボランティア講座

これから子どもたちに読み聞かせ活動を始めたい人や、基本を学びたい人のための講座です。講座終了後、希望者には活動場所の紹介をします。

日時 9月18日(金)・25日(金)・10月9日(金) 午前10時～正午

場所 プラム・カルコア太宰府(中央公民館)2階会議室

対象者 読み聞かせ未経験または経験3年以内の人

講師 太宰府おはなし会代表 八尋 理恵さん

申込締切 9月13日(日) 定員 16人 料金 無料

申込方法 図書館カウンター、電話



9月 としょかんカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

○印の日は、お休みです。

太宰府天満宮の造営と大内氏(続)

ページID: 7241

本紙5月号に続き、戦国時代の太宰府天満宮の社殿造営について取り上げます。前回は文亀2(1502)年頃に造営が行われていたことをご紹介しましたが、その後も史料が点々と確認できます。

その中でも享祿3(1530)年の事例は、造営の様子自体は何も記載がないものの、興味深い内容なのでご紹介したいと思います。この時、天満宮は造営の費用をどうやって捻出するか、前年から大内氏に訴えていました。これに対し大内義隆が下した判断は、天満宮が過去に売却した領地から、今年と翌4(1531)年の分の年貢を徴収して、これを費用に充てよというものでした。

すでに人に売った土地から年貢を取れというのは、意味が分からないとお思いでしょうが、これは一種の徳政令と考えられます。徳政令とは他人に売り渡した土地を無償で取り返す、あるいは借金をなかったことにする、という中世特有の法令です。徳政という語は、本来は徳のあ

る政治という意味ですが、室町・戦国時代になると借金の手引きを指すようになっていました。

ただ、ここで義隆が出した指令は、売却済みの領地自体を取り返してよいというのではなく、年貢を二年分に限って収納せよという限定された内容でした。具体的には天満宮側が提出した売却地のリストを大内氏が確認し、その上で大内氏から使者が派遣され、使者と共に天満宮が現地で年貢を催促して徴収する、という手順が示されています。

これまでの研究によると、大内氏は基本的に徳政を禁止していたけれども、家臣や寺社などを経済的に救済・保護する目的に限って徳政を実施していたと指摘されています。実際に、以前に天満宮から徳政を求められても許可しなかった例もあり、大内氏による徳政の施行は非常に限定的なものだったと言えます。ここでは造営の際に徳政を許可しているのが、多額の費用がかかる寺社の造営においては、金銭を用立てるため徳政を行わざるを得なかったのでしょう。天満宮・大内氏ともに苦しい懷事情がうかがえます。